

別記様式第5号（第4関係）

発南鳥協第7号
令和5年8月25日

鳥取県知事 様

鳥取県西伯郡南部町天萬558番地
南部町鳥獣被害対策協議会
会長 土江 一史

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価（令和4年度）の報告について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（1）及び別記5の第6の規定により、別添のとおり報告する。（注）協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	南部町
実施期間	令和2年度～令和4年度

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
捕獲檻の設置	イノシシ、ニホンジカ	R2 箱罟2基、 センサーカメラ2基 R3 箱罟2基	協議会	R3年3月30日 R3年3月30日 R4年3月17日	箱罟4基合計で63頭を捕獲しており、生息数の増加を防いでいる。 センサーカメラで行動範囲等を確認し、捕獲活動に活用している。
	ヌートリア	R2 箱罟7基 R3 箱罟4基	協議会、 個人	R3年3月30日 R4年3月10日	箱罟11基合計で57頭を捕獲しており、生息数の増加を防いでいる。

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備考
イノシシ被害金額	1,223千円	1,000千円	1,316千円	△42	
イノシシ被害面積	153a	130a	120a	143	
カラス被害金額	140千円	100千円	38千円	255	
カラス被害面積	17a	10a	1a	229	
ヌートリア被害金額	8千円	5千円	128千円	△4,000	
ヌートリア被害面積	6a	1a	9a	△60	

4 総合評価

・イノシシ及びヌートリア被害については被害防止計画目標を達成できなかった。原因としては、イノシシ被害については、侵入防止柵の強度が弱い箇所からの侵入等が考えられる。ヌートリア被害については、捕獲従事者ごとに捕獲技術・知識等の個人差があり捕獲実績が特定の捕獲従事者に限られるため、生息数の減少に繋がっていないことが原因として考えられる。協議会として、農家や捕獲従事者に対して助言を行い被害防止を図る。

5 第三者の意見

・今年度になって武信・道河内地区でもイノシシ被害が発生しており、侵入防止柵を延長する等しているが、補助事業を活用した対策を行っていただきたい。

西伯地域農事実行組合長会 会長 糸田雅樹氏

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設を整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。